



申告期限後3年以内の分割見込書

被相続人の氏名	
---------	--

相続税の申告書「第 11 表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後3年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

1 分割されていない理由

2 分割の見込みの詳細

3 適用を受けようとする特例等（該当するものに「○」を記入します。）

(1)		配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
(2)		小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
(3)		特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）
(4)		特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項）

通信日付印の年月日		(西暦) 年	月	日
	F12			